

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2月 7日
【会社名】	株式会社椿本チエイン
【英訳名】	T S U B A K I M O T O C H A I N C O .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大 原 靖
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号
【電話番号】	(06) 6441 - 0011 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画センター財務部長 川 崎 加 寸 也 (連絡場所) 京都府京田辺市甘南備台一丁目 1 番 3 号 (電話番号) (0774) 64 - 5001
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番 2 号
【電話番号】	(03) 6703 - 8400
【事務連絡者氏名】	東日本地区総務担当参事 宮 田 雅 之
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成27年 9月16日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年 9月26日
【発行登録書の有効期限】	平成29年 9月25日
【発行登録番号】	27 - 関東156
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 10,000百万円
【発行可能額】	10,000百万円 (10,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 書きは、発行価額の総額の合計額) に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成29年 2月 7日 (提出日) であります。
【提出理由】	臨時報告書を平成29年 2月 7日に関東財務局長へ提出しました。 この臨時報告書の提出により、当該書類を平成27年 9月16日に提出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。